

柳川市屋外広告物ガイドライン（案）

はじめに

柳川市は、『「ゆつら〜っと」柳川時間の流れる風景づくり』を基本理念として「柳川市景観計画」「柳川市景観条例」を平成24年に制定し、地域の特性に応じて、建築物の色彩誘導や緑化の推進などを行ってきました。

一方、屋外広告物については、「福岡県屋外広告物条例」に基づき、交通事故や倒壊などの危険を防止する「安全面」と、まち並みを形づくる重要な要素としての「景観面」の2つの面から規制に取り組んできました。

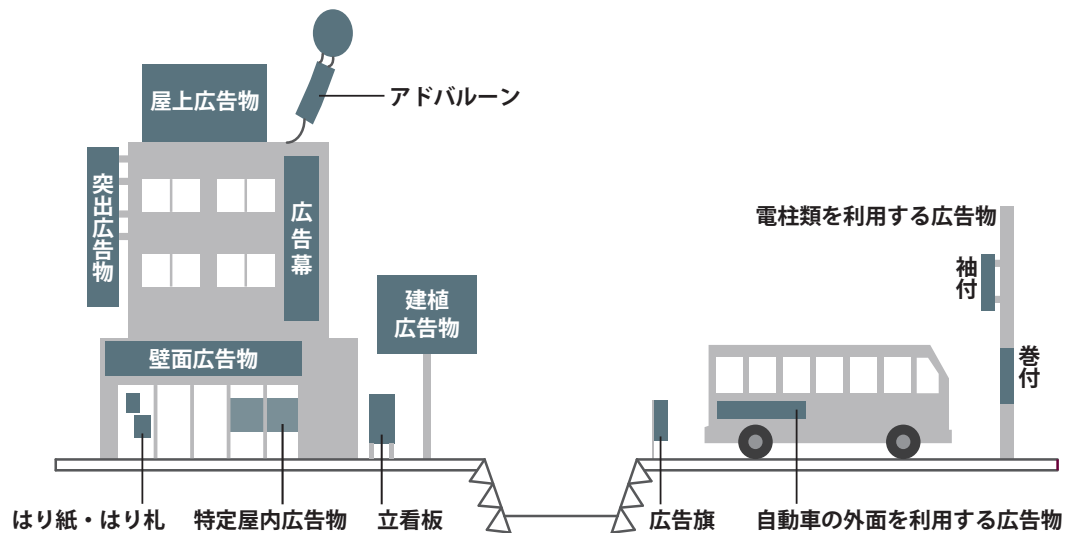
しかし、「福岡県屋外広告物条例」は県下一律の規制であり、柳川市の地域特性に応じた規制誘導ができないなど、特に「景観面」において運用上の課題が生じていました。

そこで、柳川市は従来の「安全面」による規制を前提としつつ、「柳川市景観計画」との足並みを揃え、屋外広告物を柳川市らしい落ち着いた景観を守り、育んでいくための重要な要素として、令和5年〇月に柳川市独自の屋外広告物条例を制定しました。

このガイドラインは、「柳川市屋外広告物条例」で定める屋外広告物の規制内容の概要を示すとともに、屋外広告物の許可の手続き等について解説したものです。屋外広告物を表示する方だけでなく、市民の皆様にも屋外広告物に関するルールをご理解いただき、安全で柳川らしいまちづくりへのご協力をお願いします。

屋外広告物の定義

屋外広告物とは、“常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、立看板、はり紙、はり札、広告幕など、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものなど”をいい、営利を目的とした商業広告物だけでなく、非営利的なものも該当します。



自家用広告物とは

自己の住居や店舗、事務所、工場等の建築物や工作物、またはその敷地内に、その名称や商標、事業の内容、取り扱う商品等を表示する広告物のことです。自家用広告物については、通常の世界生活を営むにあたり必要なものであるとして、一定の基準内に限り規制の対象から除外されます。

許可申請とは

柳川市内で広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合は、一定規模以下の広告などを除き、市長の許可が必要です。許可期間内に広告物の変更や改造を行う場合や、許可期間後も引き続き広告物を掲示する場合も、市長の許可が必要です。

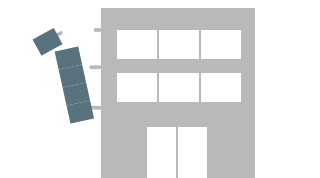
禁止広告物

次に掲げる広告物は、すべての地域において表示できないようにします。

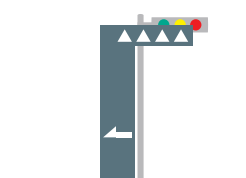
- ①著しく汚れ、退色し、又は塗料等がはく離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの



著しい汚損、剥離



倒壊、落下のおそれ



交通安全の妨げ

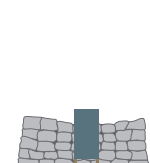
禁止物件

次の物件には、原則として広告物を表示できないようにします。

- ①橋（橋台及び橋脚を含む。）、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ②石垣、よう壁の類
- ③街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十二号）第二条第一項の規定により指定された保存樹
- ④景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木
- ⑤信号機、道路標識、道路の防護柵、駒止、里程標、カーブ・ミラー、パーキング・メーターその他これらに類するもの
- ⑥銅像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑦公衆電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト
- ⑧消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑨送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑩煙突及びガスタンク、貯水タンクその他これらに類するもの
- ⑪街路灯柱、電柱その他これらに類するもの（立看板、はり紙、はり札その他これらに類するものを表示する場合に限る。）
- ⑫道路の路面
- ⑬前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する物件



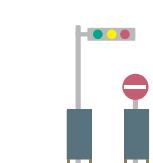
橋りょう



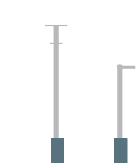
石垣



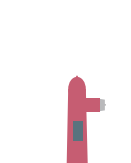
街路樹



信号機・道路標識



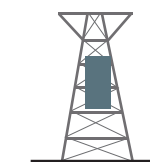
電柱、街路灯柱



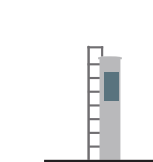
消火栓



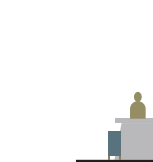
郵便ポスト



送電塔



煙突



銅像



景観重要建造物

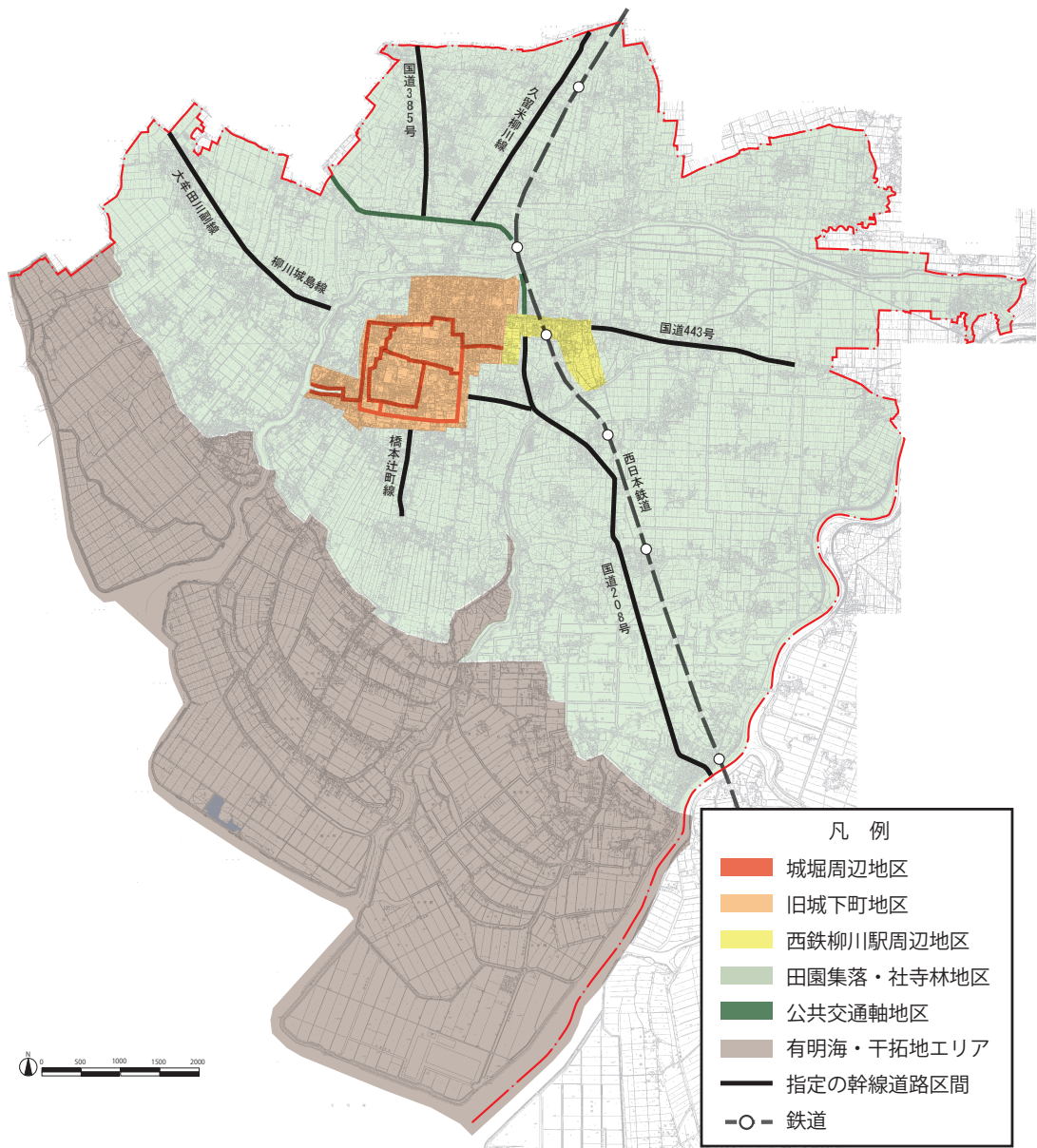


路面

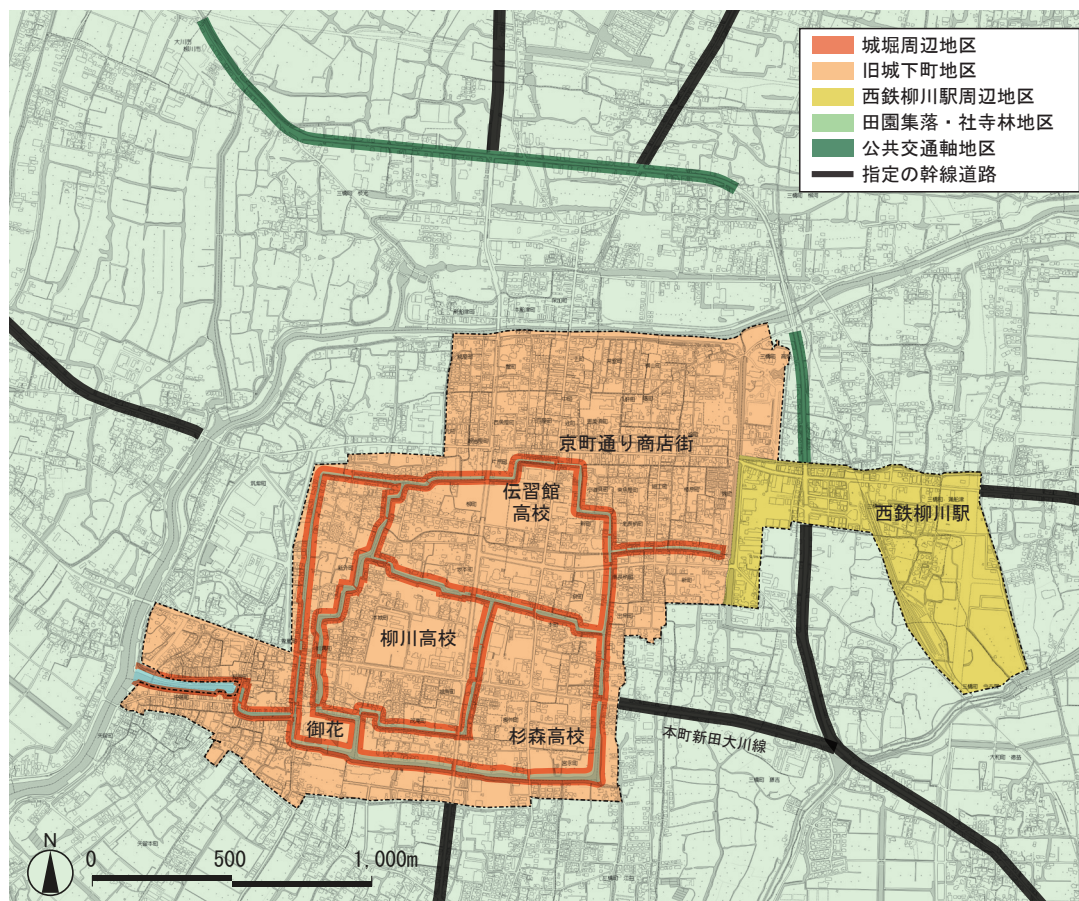
禁止地域と許可地域とは

「柳川市屋外広告物条例」では、市内を以下の禁止地域や許可地域に区分し、「柳川市景観計画」に合わせた地域を設定しています。

禁止地域	古墳及び墓地の地域は原則として屋外広告物を掲出できない地域です。なお、自家広告物については、一定の基準のもと許可を受ければ、表示・設置が可能です。
許可地域	屋外広告物を設置するには、地域の特性に応じた一定の基準のもと許可を受ける必要があります。柳川市では、景観計画における地域区分に応じて許可地域を定めており、地域ごとの基準を満たす必要があります。



地域区分図（全市）



地域区分図（中心部拡大）

指定の幹線道路区間

路線名	区間
国道 443 号	県道大和城島線との交点から西鉄柳川駅周辺地区との交点までの区間
国道 385 号	大川市境から公共交通軸地区との交点までの区間
国道 208 号	みやま市境から西鉄柳川駅周辺地区との交点までの区間
県道大牟田川副線	大川市境から市道苗世田松丸線との交点までの区間
市道苗世田松丸線	県道大牟田川副線との交点から県道柳川城島線との交点までの区間
県道柳川城島線	市道苗世田松丸線との交点から筑紫橋までの区間
県道橋本辻町線	市道石童中ノ古賀線との交点から旧城下町地区との交点までの区間
県道本町新田大川線	国道 208 号との交点から旧城下町地区との交点までの区間
県道久留米柳川線	大木町境から公共交通軸地区との交点までの区間

禁止地域、禁止物件又は許可地域に表示できるもの

法令の規定によるもの	道路法、道路交通法、建設業法、消防法など
公共広告物	国及び地方公共団体が公共的目的で表示するもの ※市長との事前協議により同意が得られたものに限る。
選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、看板
寄贈者名等表示広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示するもの 当該広告物を表示する施設又は物件に対し、面積 0.5 m ² 以内かつ表示面の面積の 1/20 以内



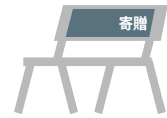
法令の規定によるもの



公共広告物



選挙運動用のポスター



寄贈者名表示広告物

禁止地域、許可地域に表示できるもの

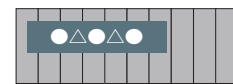
自家用広告物で基準に適合するもの	【城堀周辺地区】 1 敷地あたりの表示面積の合計が 2 m ² 以内 ※堀側に表示する場合は申請が必要 【その他の地区・エリア】 1 敷地あたりの表示面積の合計が 15 m ² 以内
自己管理用広告物で基準に適合するもの	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの 【城堀周辺地区】 1 敷地あたりの表示面積の合計が 2 m ² 以内 ※堀側に表示する場合は申請が必要 【その他の地区・エリア】 1 敷地あたりの表示面積の合計が 2 m ² 以内
工事現場の塀などに表示するもの	工事期間中に表示されるもので、営利目的でないもの
冠婚葬祭用掲示物	冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの
移動するものに表示するもの	自動車に表示するもの 表示面積の合計が 10 m ² 以内



自家用広告物



管理広告物



工事現場の塀等に表示



冠婚葬祭用掲示物



移動するものに表示

禁止物件に表示できるもの

送電塔、貯水タンクなどに表示するもの	所有者又は管理者が表示する自家用広告物で表示面積の合計が5㎡以内のもの
その他禁止物件に表示するもの	管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積の合計が5㎡以内のもの

許可地域に表示できるもの

政治活動用ポスター等	政治資金規正法による届出を行った政治団体が使用するポスター、看板など（表示期間1か月以内）
------------	---

共通基準

広告物の種別や柳川市屋外広告物条例による地域区分に限らず、全ての広告物に共通する基準を以下に示します。

① 広告物の規模

- ・屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とする。
- ・複数の広告物を無秩序に設置することを避け、できる限り集約化する。
- ・主要な交差点などに案内表示や屋外広告物を掲出する場合は、できるだけ共同化・集合化を図る。
- ・のぼり旗などの簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、また周辺環境や建築物と調和したものとする。

② 周囲との調和

- ・まち並みの景観を引き立たせる質の高いデザインとするよう努める。
- ・建築物、工作物に付属させるタイプの広告物については、周辺環境と同時に、当該建築物、工作物との調和を図り、壁面の大部分を広告物が占めることがないように配慮する。
- ・スカイラインを乱す屋上広告物は、表示又は設置しないよう努める。
- ・野立て看板が、田園風景や遠くに見える山並みなどの自然景観を阻害しないようにする。

③ 色彩や光の使い方

- ・屋外広告物の色彩の基調色については、周辺環境や建築物と類似、融和するものとする。
- ・動光、点滅照明、そのほかこれらに類似するものは設置しないよう努める。
- ・反射効果のあるもの、電光表示装置などを用いて映像を映し出すものは、表示又は設置しないよう努める。

④ 設置の制限

- ・景観重要公共施設である「有明海沿岸道路」については、九州自動車道と同様、展望に配慮する道路として位置付ける。
- ・重点地区である「城堀周辺地区」においては、屋外広告物を設置しないように努める。

柳川駅東部地区地区計画に関する基準

柳川駅東部地区地区計画の区域内では、以下のとおり規定されています。なお、具体的な数値基準は本ガイドラインの「西鉄柳川駅周辺地区」の基準を適用します。

- 1) 自己の用に供するもの以外の設置は原則禁止とする。
- 2) 周辺景観及び建築本体と調和した色彩、形態・意匠とし、広告物の面積、高さ数量などは必要最小限とする。
- 3) 屋上広告物は、原則禁止とする。(駅前・まちの顔地区(商業・業務地区)のみ)
- 4) 発光塗料や点滅式の光源は禁止する。
- 5) 窓面利用の広告物・広告幕の掲出は禁止する。

色彩・照明等の基準

	城堀周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区	田園集落・社寺林地区	公共交通軸地区	有明海・干拓地エリア
色彩・照明	1面の表示面積の2分の1以上が彩度6以内 ※城堀周辺地区のみ照明の色温度3,000k以下				1面の表示面積の2分の1以上が彩度8以内	1面の表示面積の2分の1以上が彩度6以内
	デジタルサイネージについては原則禁止 ただし、景観アドバイザー会議において認められた場合は掲出可					

※広告物を掲出するために設置する物件の色彩は、柳川市景観計画の「工作物の建設等」の基準に準じる。

総量に関する基準

1敷地内における建植広告物、壁面広告物、突出広告物の合計表示面積の上限を定めます。ただし、簡易広告物のうち、1ヶ月以上継続して掲出するものは総量に含まれます。

	城堀周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区	田園集落・社寺林地区	公共交通軸地区	有明海・干拓地エリア
総量	15㎡以内	30㎡以内	【①】 30㎡以内 【②、③】 150㎡以内	30㎡以内 (※1の場合 100㎡以内)	150㎡以内	30㎡以内

※1：田園集落・社寺林地区のうち指定する幹線道路沿道の自家用広告物
※西鉄柳川駅周辺地区の区分についてはp11を参照

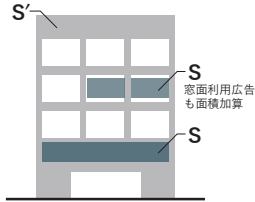
広告物ごとの個別基準

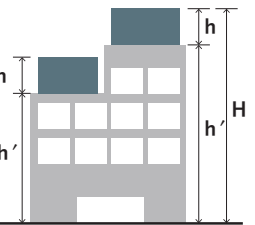
① 固定広告物

固定広告物の許可期間は最長3年間です。継続して広告を掲出する場合は更新許可の申請が必要になります。

建植広告物	城堀周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区
 <p>H : 高さ S : 1面の面積</p>	$H \leq 10 \text{ m}$ $S \leq 5 \text{ m}^2$ 自家用広告物に限る 相互距離は5 m以上(※1の場合15 m以上)	$H \leq 10 \text{ m}$ $S \leq 8 \text{ m}^2$ 相互距離は5 m以上(※1の場合15 m以上)	$H \leq 15 \text{ m}$ $S \leq 10 \text{ m}^2$ 相互距離は5 m以上(※1の場合15 m以上)
	田園集落・社寺林地区 $H \leq 15 \text{ m}$ $S \leq 10 \text{ m}^2$ 相互距離は5 m以上(※1の場合15 m以上)	公共交通軸地区 $H \leq 15 \text{ m}$ $S \leq 10 \text{ m}^2$ 相互距離は5 m以上(※1の場合15 m以上)	有明海・干拓地エリア $H \leq 15 \text{ m}$ $S \leq 10 \text{ m}^2$ 自家用広告物に限る 相互距離は5 m以上(※1の場合15 m以上)


※1：高さ5 m以上又は3面以上で全面を被覆している広告物

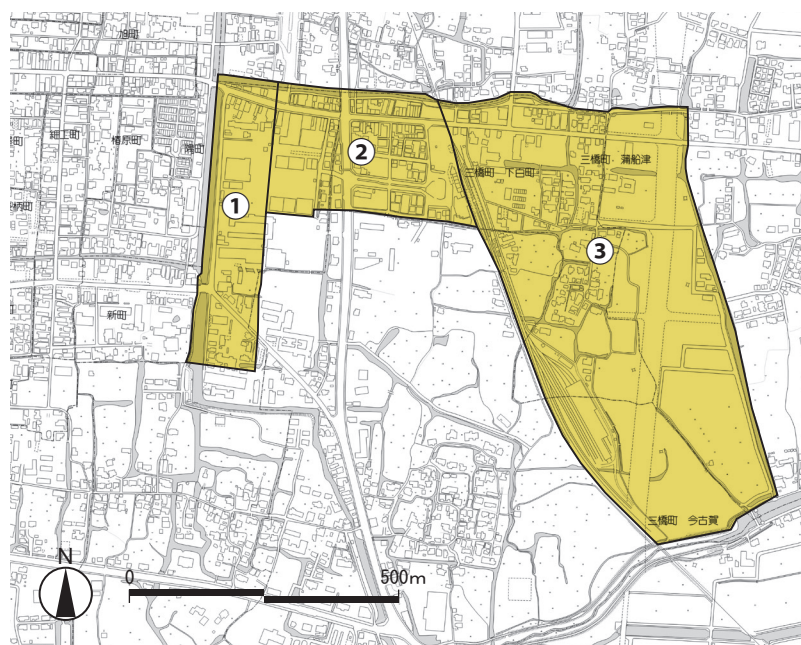
壁面広告物	城堀周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区
 <p>S : 1面の面積 S' : 各壁面の面積</p>	$S \leq 1/3 S'$ 自家用広告物に限る 窓面利用広告を含む	$S \leq 1/3 S'$ 窓面利用広告を含む	$S \leq 1/3 S'$ 窓面利用広告を含む
	田園集落・社寺林地区 $S \leq 1/3 S'$ 窓面利用広告を含む	公共交通軸地区 $S \leq 1/3 S'$ 窓面利用広告を含む	有明海・干拓地エリア $S \leq 1/3 S'$ 自家用広告物に限る 窓面利用広告を含む

屋上広告物	城堀周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区
 <p>H : 広告物の上端までの高さ h : 広告物の高さ h' : 建築物の高さ</p>	$H \leq 10 \text{ m}$ $h \leq 1/3h'$ 自家用広告物に限る	$H \leq 16 \text{ m}$ $h \leq 1/3h'$	【①】 $H \leq 16 \text{ m}$ 、 $h \leq 1/3h'$ 【②】 $H \leq 30 \text{ m}$ 、 $h \leq 1/3h'$ 【③】 $H \leq 20 \text{ m}$ 、 $h \leq 2/3h'$
	田園集落・社寺林地区 $H \leq 20 \text{ m}$ $h \leq 2/3h'$	公共交通軸地区 $H \leq 20 \text{ m}$ $h \leq 2/3h'$	有明海・干拓地エリア $H \leq 20 \text{ m}$ $h \leq 2/3h'$ 自家用広告物に限る

※西鉄柳川駅周辺地区の区分については p11 を参照

突出広告物	城堀周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区
 <p>h : 広告物の下端までの高さ S : 1面の面積 W : 道路境界から出幅</p>	h ≧ 4.5 m (車道上) h ≧ 2.5 m (歩道上) S ≧ 5 m ² W ≧ 1 m (道路境界から出幅) 自家用広告物に限る	h ≧ 4.5 m (車道上) h ≧ 2.5 m (歩道上) S ≧ 8 m ² W ≧ 1 m (道路境界から出幅)	h ≧ 4.5 m (車道上) h ≧ 2.5 m (歩道上) S ≧ 10 m ² W ≧ 1 m (道路境界から出幅)
	田園集落・社寺林地区 h ≧ 4.5 m (車道上) h ≧ 2.5 m (歩道上) S ≧ 10 m ² W ≧ 1 m (道路境界から出幅)	公共交通軸地区 h ≧ 4.5 m (車道上) h ≧ 2.5 m (歩道上) S ≧ 10 m ² W ≧ 1 m (道路境界から出幅)	有明海・干拓地エリア h ≧ 4.5 m (車道上) h ≧ 2.5 m (歩道上) S ≧ 10 m ² W ≧ 1 m (道路境界から出幅) 自家用広告物に限る


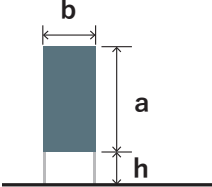

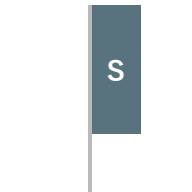
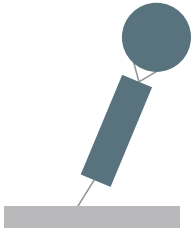
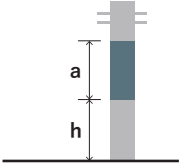
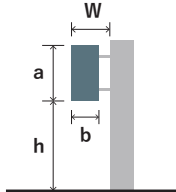
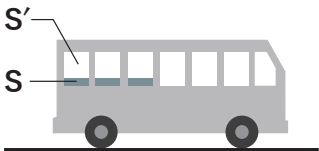

案内誘導広告物	全地区共通
 <p>H : 高さ S : 1面の面積</p>	H ≧ 5 m S ≧ 2 m ² 表示内容は店名、矢印、距離、電話番号に限る



西鉄柳川駅周辺地区の区分

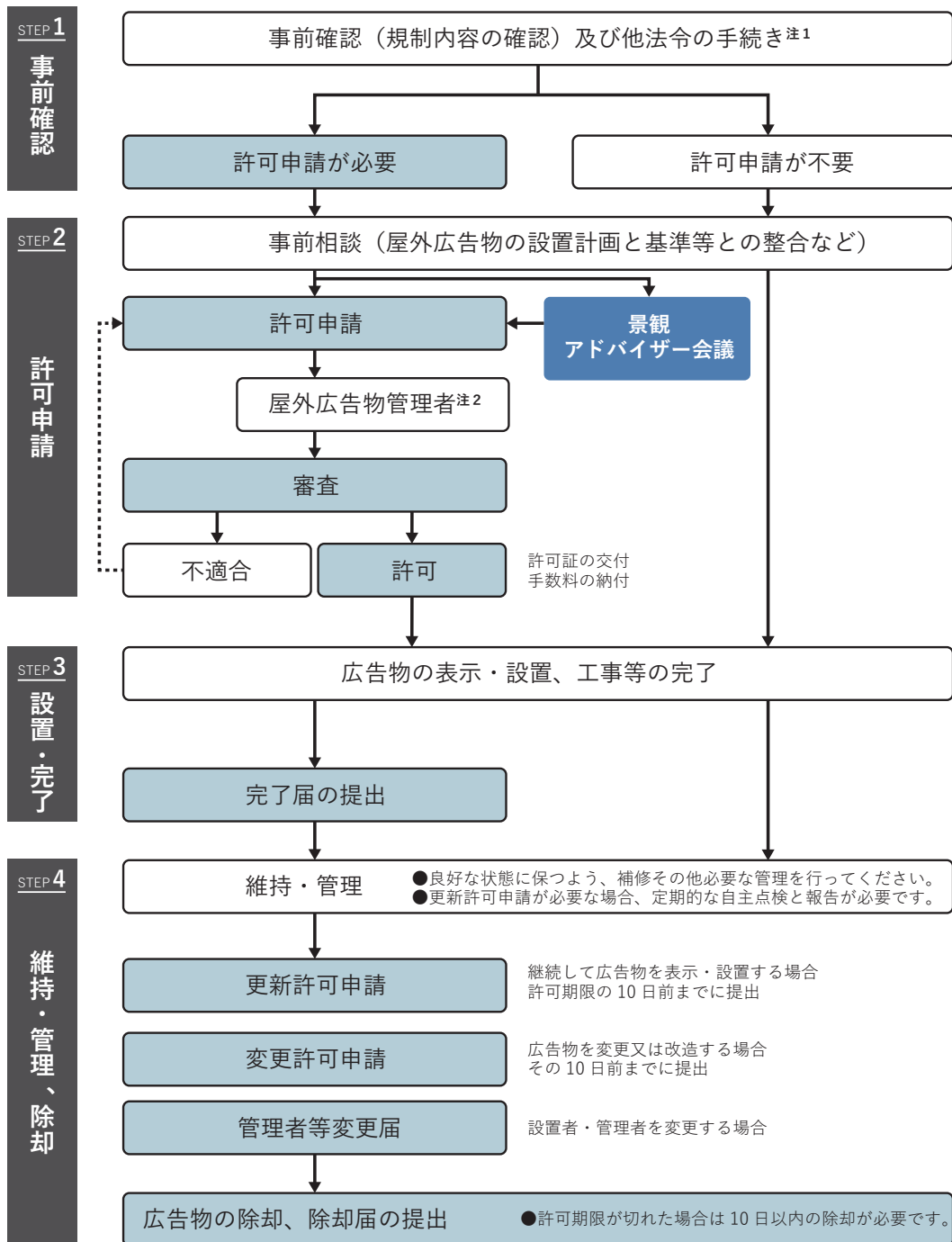
②簡易広告物

簡易広告物の許可期間は最長1ヶ月間です。ただし、特に良好な管理が行われると認められる場合（丈夫な素材の広告幕等で、低層に設置し日常的に出し入れして管理するものや他の申請広告物と付帯的に維持管理されるもの）は最長3年間になります。

はり紙・はり札	立看板
<p>$S \leq 1 \text{ m}^2$</p>  <p>S : 1面の面積</p>	<p>$a \leq 2 \text{ m}$ $b \leq 1 \text{ m}$ $h \leq 0.3 \text{ m}$</p>  <p>a : 広告物の高さ b : 広告物の幅 h : 広告物の下端までの高さ</p>
広告幕	広告旗（のぼり旗等）
<p>$S \leq 10 \text{ m}^2$ 風圧に耐えるように係留すること</p>  <p>S : 1面の面積</p>	<p>$S \leq 2 \text{ m}^2$ 相互距離は5 m以上（4本以上設置する場合）</p>  <p>S : 1面の面積</p>
アドバルーン	
<p>1敷地につき1個まで 風圧に耐えるように係留すること</p> 	
電柱を利用する広告物	
<p>【巻付・塗付】 $a \leq 1.8 \text{ m}$ $h \geq 1.2 \text{ m}$</p>  <p>a : 広告物の高さ h : 路面からの高さ</p>	<p>【袖付】 $a \leq 1.5 \text{ m}$、$b \leq 0.8 \text{ m}$ $W \leq 0.8 \text{ m}$ $h \geq 4.5 \text{ m}$（車道上） $h \geq 2.5 \text{ m}$（歩道上）</p>  <p>a : 広告物の高さ b : 広告物の幅 W : 広告物の出幅 h : 路面からの高さ</p>
定期路線バスの外面を使用する広告物	
<p>【窓面を利用する場合】 $S \leq 3/10 S'$</p>  <p>S : 1面の面積 S' : 窓面の面積</p>	<p>【広告板を利用する場合】 $S \leq 5 \text{ m}^2$（側面） $S \leq 0.5 \text{ m}^2$（後面）</p>  <p>S : 1面の面積</p>

許可申請手続き

許可が手続については、以下の通りです。なお、許可期間内に広告物の変更や改造を行う場合や、許可期間後も引き続き広告物を掲示する場合も、市長の許可を必要とします。



注1：例えば、高さが4mを超える広告物は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。道路上に広告物を表示・設置する場合は、道路占用許可（各道路管理者）や道路使用許可（道路を管轄する警察署）が必要です。

注2：簡易な屋外広告物を除き、固定広告物を表示・設置する場合は、広告物を管理する者の設置が義務づけられています。また、鉄骨造りや石造り等で建築主事の確認を受けた広告物を管理する者は、「建築士」「屋外広告物士」のいずれかの資格を有する者でなければなりません。

許可申請に必要な書類

①新規、変更申請

- ・屋外広告物許可申請書
- ・設置場所周辺の図面又はカラー写真
- ・形状、寸法、構造（照明等の附帯物含む）等に関する仕様書・図面
- ・意匠、色彩、表示に関する図書（はり紙、はり札は現物又は見本）
- ・屋外広告物設置承諾書（任意様式、土地所有等が異なる場合）
- ・屋外広告物管理者の資格証明書の写し
- ・屋外広告物業登録証明書の写し

②更新申請

- ・屋外広告物許可申請書
- ・現況写真
- ・自主点検報告書
- ・屋外広告物設置承諾書（任意様式、土地所有等が異なる場合）

柳川市景観アドバイザー会議

柳川市は、良好な景観形成を推進するため、景観に関する専門家が集まり、個別の案件に対して助言等を行う「柳川市景観アドバイザー会議」を定期開催しています。事前相談において景観アドバイザー会議で協議し、安全上問題なく、かつ全体として十分な景観への配慮が認められれば、基準の適用除外となることがあります。

開催日：奇数月の第3週頃（市のホームページで公表しています。）

申請方法：会議の開催日の前月末までに申請書一式を提出（窓口：市都市計画課）

提出書類：景観アドバイザー会議申請書、「許可申請に必要な書類」一式

屋外広告物業登録とは

福岡県内で、屋外広告物の工事を請負い、設置することを「業」として営業する事業者は、知事の登録を受ける必要があります。

また、福岡県内に営業所を有してない場合であっても、福岡県内で屋外広告物業を営むときは、福岡県の登録が必要になります。

詳しくは、福岡県建築都市部都市計画課行政係にお尋ね下さい。

手数料

区分	単位	金額
はり紙	1枚	5円
はり札	1枚	10円
広告幕	1枚	400円
広告旗	1枚	200円
立看板	1個	200円
アドバルーン	1個	1,000円
電柱を利用する広告物	1個	200円
その他の広告物	1㎡	200円

※照明を伴うものは10割加算、1㎡未満の端数は切り上げ

罰則

50万円以下の罰金	・措置命令に違反した者
30万円以下の罰金	・許可を受けるべき広告物等を許可なく表示等した者 ・許可を受けた広告物等を、許可を受けずに変更（改造）した者 ・除却義務に違反した者
20万円以下の罰金	・求めに対し報告をせず、又は虚偽の報告をした者 ・立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
<p>【両罰規定】 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をした場合は、行為者のほか、その法人又は人に対しても罰金刑が同様に科されます。</p>	

経過措置

柳川市屋外広告物条例の施行前に、県条例の規定により許可を受けているか、もしくは許可申請不要で適法に表示・設置している広告物は、その広告物に対して変更や改造を行わない限り、2回目の更新まで引き続き表示・設置することができます。自家用広告物は更新時に改修計画が提出された場合、その広告物に対して変更や改造を行わない限り、3回目の更新まで引き続き表示・設置することができます。

